

●安全・安心な島づくり応援プロジェクト

県の奨励金 10 万円

県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、**感染症拡大の影響や、県からの自粛要請等**により経済的な影響を受けて事業活動による**収入が減少している事業者**で、感染症拡大防止対策を実施する事業者を対象に、**10 万円を支給**します。

●対象

県が実施している「**うちなーんちゅ応援プロジェクト**」の支援金等を受給した事業者及び今後実施を予定している他の支援金等の給付事業の対象となる**事業者を除く観光関連事業者から理容室・美容室等、幅広い業種が対象。幅広い業種の事業者が対象**となります。

●申請方法

インターネットでの**オンライン提出**または、県ホームページから必要書類をダウンロードしての**郵送提出**
※沖縄県八重山合同庁舎（2階総務課入口）で 平日の9時から17時までの間、必要書類を配布します。
対面での受付・説明は行いませんので、ご不明な点は下記、沖縄感染症対策奨励金コールセンターへ。

●申請期限

令和2年8月31日（月曜日）まで

※郵送の場合、令和2年8月31日（月曜日）の消印有効分まで

【問合せ】

沖縄県感染症対策奨励金コールセンター 098-987-4507

受付：8月31日（月曜日）までの、9時00分～17時00分の間（土日祝日含む）。

～新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ～ 国民年金保険料免除申請（一般・学生） 臨時特例措置継続のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

一般免除申請・学生納付特例

対象となる方：①と②のいずれにも該当する方

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方（一般）、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方（学生）。

※詳しくは、日本年金機構 HP 免除承認の所得基準をご確認ください。

申請の対象となる期間

一般：〔令和元年度分〕

令和2年2月分から令和2年6月分

〔令和2年度分〕

令和2年7月分から令和3年6月分

学生：〔令和元年度分〕

令和2年2月分から令和2年3月分

〔令和2年度分〕

令和2年4月分から令和3年3月分

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（一般）、
国民年金保険料学生納付特例申請書（学生）
※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○で囲み、「臨時特例」と記入してください。
2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）
（一般・学生）
3. 学生証のコピー（学生のみ）
※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

◆郵送先：〒812-8790 福岡市博多区榎田 1-2-55 AP 榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター 国民年金免除グループ

【問い合わせ先】

石垣市役所市民課交付係年金担当（直通：0980-87-9005）、

または日本年金機構石垣年金事務所（0980-82-9213）

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご利用ください。